

ASAHI NEWS

令和7年8月8日
第185号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 8月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

9月01日：個人事業者の消費税の中間申告期限(令和7年分)

※個人事業税の納期限(第1期分)

※個人住民税の納期限(第2期分)

※個人事業税と個人住民税の納期限は各都道府県の条例で定められております。
お住まいの都道府県にお確かめください。

経営・経済

8月05日：米:貿易収支発表(米:商務省)

8月15日：4~6月期のGDP速報値発表(内閣府)

8月20日：貿易統計発表(財務省)

8月22日：全国消費者物価指数発表(総務省)

8月28日：4~6月期の米GDP改定値発表(米:商務省)

8月29日：有効求人倍率発表(厚労省)

8月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「青色申告制度」

「青色申告」という制度をみなさんご存知でしょうか。不動産所得や事業所得の確定申告を毎年されている方には聞きなじみのある制度かもしれません。

ただ、実際のところ、「青色申告って何?」「どんな特典があるの?」と、制度を十分に把握されていない方も多いかもかもしれません。

今月号では青色申告制度の概要について触れてみます。



特典

青色申告の承認を受けると、青色申告特別控除として**10万円**(収入ー必要経費を限度。以下同じ。)を控除することが可能となります。

青色申告者の中でも事業所得や事業的規模の不動産所得(※)がある方で、正規の簿記の原則により記帳し、**貸借対照表および損益計算書**を確定申告書に添付して申告期限までに提出している場合には、青色申告特別控除額が**最高55万円**(電子帳簿保存または電子申告を行っている場合は**最高65万円**)となります。

※ 事業的規模の建物の貸付けの基準としては、独立した室数がおおむね10室以上もしくは一戸建ての場合はおおむね5棟以上以下、他の特典をご紹介します。

特典	内容
青色事業専従者給与	青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、 年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に払った給与 を必要経費にできる。 (注1) 事前に提出された届出書に記載の金額の範囲内であり、労務の対価として適正な金額であること。 (注2) 青色事業専従者として給与の支払いを受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれない。 (注3) 不動産所得については事業的規模であること。
貸倒引当金(一括評価)	事業の遂行上生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末時点の貸金の帳簿価額の 5.5% (金融業の場合は 3.3%)以下の金額を貸倒引当金に勘定へ繰り入れると、必要経費にできる。 (注) 事業所得に限る。
純損失の繰越しと繰戻し	① 純損失の繰越し 事業所得や不動産所得が損失の場合、損益通算が可能な他の所得から控除しても控除しきれない金額がある場合は、 翌年以後3年間 にわたって繰り越して各年分の所得額から控除できる。 ② 純損失の繰戻し 前年も青色申告をしている場合、純損失の繰越しに代えて、損失額が生じた年の前年分の所得金額に繰り戻して控除し、 前年分の所得税額の還付 を受けることができる。

提出期限

新たに青色申告の申請をする人は、青色申告をしようとする年の**3月15日**(その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合は、**業務開始日から2ヶ月以内**)までに「**青色申告承認申請書**」を納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

ただし、相続により業務を承継した場合の提出期限は相続の開始を知った日(通常は死亡日)により異なりますので、より注意が必要です。(下記表参照)

被相続人	被相続人の死亡日	提出期限
青色申告者	1月1日から8月31日	死亡の日から4ヶ月以内
	9月1日から10月31日	その年の12月31日
	11月1日から12月31日	翌年2月15日
白色申告者	1月16日以後に業務を承継した場合	業務を承継した日から2ヶ月以内

中小企業のITツール、デジタルツール導入助成制度

令和7年度税制改正で中小企業経営強化税制からデジタル化設備に対する投資は除外されましたが、IT化やRPA導入のためのITツール等については、国や各都道府県で引き続き助成制度が実施されています。今回はその中から中小企業庁のIT導入補助金2025と、都道府県による助成の例として東京都の令和7年度中小企業デジタルツール導入促進支援事業をご紹介します。



概要

項目	IT導入補助金2025 (中小企業庁)	東京都デジタルツール導入促進事業 (東京都中小企業振興公社)
制度の目的・ 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小企業の生産性向上、DX推進、インボイス制度対応、セキュリティ対策等に資するITツールの導入費用(ソフトウェア、クラウドサービス利用料、導入関連費用、ハードウェア等)を助成 ◆ 目的別に複数の支援枠がある ◆ 事務局の審査を受け登録・公開されたITツールを対象とし、登録IT導入支援事業者(ITベンダー)をパートナーとして申請 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都内中小企業者等(個人事業主、中小企業団体も含む)のバックオフィス業務や営業、マーケティングの自動化、社内コミュニケーション活性化等のため新たにデジタルツールを導入する経費の一部を助成 ◆ RPA、電子契約などの導入にも対応 ◆ 法人自身で申請
対象となる 投資の具体例	<p>【通常枠】 業務ソフト(販売管理、在庫管理、勤怠管理など)、クラウド利用料、導入コンサル費等</p> <p>【インボイス対応類型枠】 インボイス対応の会計・受発注ソフト、PC、タブレット、レジ等</p> <p>【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス(※1)利用料(最大2年分) ※1: 独立行政法人情報処理推進機構公表の「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」掲載のサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ クラウドサービス、業務ソフト、RPAツール、グループウェア等のソフトウェア(パッケージ製品として一般に販売されているもの)の導入費用 ◆ 導入に係る初期設定、カスタマイズや運用保守等の委託費・導入支援費も対象 ◆ ハードウェア、OSやセキュリティソフト、表計算・文書作成等汎用性の高いソフトは対象外
補助率・ 補助上限額	<p>【通常枠】 補助率1/2(最低賃金近傍(※2)の事業者2/3)、対象業務プロセス数により補助額は5万円～最大450万円 ※2: 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用の従業員が30%以上</p> <p>【インボイス対応類型枠】()内は補助額50万円以下の部分 補助率2/3(3/4、小規模事業者4/5)以内、最大350万円</p> <p>【セキュリティ対策推進枠】 補助率1/2(小規模事業者2/3)、利用料最大2年分、5万円～150万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助率: 1/2(小規模企業者は2/3)以内、 上限100万円 ◆ 初期設定、カスタマイズや運用保守等の関連経費は 上限50万円
申請手順 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 導入支援事業者(登録ベンダー)のサポートを受けながら申請 ① IT支援事業者及びITツール選定 → ②事業計画作成 → ③支援事業者と協働し電子申請(要gBizIDプライム) → ④審査・交付決定 → ⑤発注・導入・支払・運用開始 → ⑥実績報告 → ⑦補助金額確認・承認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ JGranzで電子申請(要gBizIDプライム) ①申請(見積書等提出) → ②審査 → ③交付決定 → ④事業実施(発注・導入・支払・運用開始) → ⑤実績報告と請求 → ⑥助成金交付
申請準備書類	事業計画書、ITツール仕様、見積書、登記簿等法人情報	申請書(事業計画含む)、見積書・仕様書、登記簿・決算書等法人情報、事業実施場所証明資料、など
申請期限 (令和7年度)	2025年9月～12月に2～4次公募予定。	令和7年10月ごろ第2回募集受付予定 (第1回募集は7月4日に終了済み)
制度詳細Web	https://it-shien.smrj.go.jp/	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/digital-tool.html

- ・両制度とも**契約・導入前に申請・交付決定が必要**で、契約・導入済みのツールは申請対象外となるため、注意が必要です。
- ・IT導入補助金2025には他にインボイス対応(電子取引類型)枠、複数社連携IT導入枠もありますが、上の表では割愛しています。

上表では国と東京都の助成制度を例として取り上げましたが、他にも多くの都道府県等で同様の目的を持った支援制度が設けられています。関東甲信越での制度の例を挙げると下のとおりです。(各制度の詳細は対象の都道府県や市区町村にお問い合わせください。)

道府県・市	制度名	主な対象
神奈川県	小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金	小規模事業者によるクラウド・RPA等デジタル導入
千葉県	デジタル人材マッチング支援事業補助金	デジタル人材採用にかかる民間人材ビジネス事業者への手数料の一部

投資優遇税制との併用

上で紹介した助成制度で取得した設備(クラウド対応のERPソフトやIoT対応機器など)が中小企業経営強化税制の経営力向上設備等や投資促進税制の対象設備でもあり、即時償却や税額控除といった投資優遇税制を併用できる可能性があります。

ただし、受け取った補助金相当額は税制優遇措置の判定や減価償却に際しての**取得価額から差し引かれること**、事業計画作成そのほか申告上の**要件を満たすための書類や手続きは別に必要になること**など、注意が必要な点があります。